

チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及びに除草剤グルホシネート耐性
トウモロコシの栽培計画書

栽培実験名	害虫抵抗性及び除草剤耐性トウモロコシの評価試験
実施会社・法人名	デュポン株式会社
公表年月日	平成 23 年 11 月 16 日
<p>1. 栽培実験の目的、概要</p> <p>(1) 目的 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシを隔離ほ場で栽培し、生物多様性影響評価を行う上で必要なデータを得るためです。</p> <p>(2) 概要 本栽培実験はデュポン株式会社 宇都宮事業所内の隔離ほ場において、平成 23 年 11 月から平成 24 年 10 月まで、このトウモロコシと従来のトウモロコシを栽培し、下記の調査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 形態及び生育特性② 生殖特性③ 環境に対する影響④ 付与された特性の確認	
<p>2. 栽培実験に使用する第一種使用規程承認作物</p> <p>(1) 作物の名称 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (改変 <i>cry1F</i>, <i>cry34Ab1</i>, <i>cry35Ab1</i>, <i>pat</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (系統名: 4114、32316、40416 及び 43A47, OECD UI: DP-004114-3、DP032316-8、DP-040416-8 及び DP-043A47-3)</p> <p>(2) 第一種使用規程の承認取得年月日または第一種使用規程が申請中である場合にはその旨 本栽培実験に用いる害虫抵抗性及び除草剤耐性トウモロコシは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」に基づき、第一種使用（隔離ほ</p>	

場試験)の承認が平成23年9月2日に得られましたので、隔離ほ場での栽培実験を開始します。

3. 栽培実験の全体実施予定期間、栽培開始予定時期及び栽培終了予定期間

(1) 全体実施予定期間

平成23年11月より平成24年10月まで行う予定です。

(2) 栽培開始予定時期及び栽培終了予定時期等

平成23年11月 : 越冬性の調査

平成23年12月 : 越冬性試験終了

平成24年6月 : 播種予定

平成24年6~9月 : 各種調査予定

平成24年10月 : 終了予定

4. 栽培実験を実施する区画の面積及び位置

(1) 面積 : 約5a

(2) 栽培実験区画の位置 : 栃木県宇都宮市清原工業団地19-2
デュポン株式会社 宇都宮事業所

5. 同種栽培作物との交雑防止措置に関する事項

栽培試験区は、「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」による交雑防止措置に従って、開花期には花粉の飛散を防ぐため雄穂を取り除きます。

6. 隔離ほ場での収穫物、実験材料への混入防止措置

- ① 組換えトウモロコシを隔離ほ場の外に搬出する際には、こぼれ落ちたりしないように密閉容器に入れ、混入を防ぎます。
- ② 播種時及び成熟期に防鳥網をかけて鳥害を防ぎます。
- ③ 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに組換えトウモロコシが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止します。

7. 栽培終了後の第一種使用規程承認作物の処理方法

栽培終了後、ほ場内で栽培した組換えトウモロコシ及び従来品種のトウモロコシは、隔離ほ場内に鋤き込み又は同隔離ほ場内に設置している生ゴミ処理機により処分します。

8. 栽培実験に係わる情報提供に関する事項

本件の第一種使用規程承認申請に係わる生物多様性影響評価書の概要は、環境バイオセーフティクリアリングハウスのホームページ (<http://www.bch.biodic.go.jp/>) において公開されています。

本実験に係わる連絡先：

デュポン株式会社 バイオテクノロジー事業部

電話番号 (03-5521-2476)

FAX 番号 (03-5521-2388)

9. その他

平成 18 年から平成 22 年にかけて、米国、カナダ、チリ及びアルゼンチンのほ場において、4114、32316、40416 及び 43A47 をそれぞれ栽培を行いました。

これらは、従来品種のトウモロコシとの間で生物多様性に影響を与えるような相違はありませんでした。

我が国においては、平成 23 年 2 月 7 日、農林水産省及び環境省に第一種使用規程の申請を行い、同年 9 月 2 日に「生物多様性影響評価検討会総合検討会」により「限定された環境で一定の作業要領を踏まえた隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内では、我が国における生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当である」とする検討結果が発表されました。